

「高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」

設立趣旨

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととしました。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

一方、高津川下流域の低平地は、古くから益田川に流れていた河口を現在の位置に付け替えるなどの河川工事が行われており、それによって島根県の石西地域の中心都市である益田市が形成され、この地域における社会・経済・文化の基盤を成しています。そのため、一度氾濫が起きればその被害額、被害人口は甚大で社会経済に与える影響は計り知れません。

さらに、堤防については、現在ほぼ完成しており、一定の治水安全度は確保されていますが、流域面積が高津川流域の約30%を占める最大の支川である匹見川が下流域で合流していることから洪水のピークが重なりやすく、急激な水位上昇が発生するという特徴をもっており、水防体制をとるまでの時間が限られることが想定されます。

また、堤防の整備が進む一方で、近年平成21年7月や平成25年8月等内水による被害が頻発しており、排水ポンプ車による内水排除の支援を行っています。

こうした背景や経緯を踏まえ、益田市、島根県、河川管理者等からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立します。

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9の規定に基づき組織することとし、「高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

※この協議会で対象とする高津川とは、一級水系高津川のうち、高津川、高津川派川、匹見川、白上川の直轄管理区間を示す。

(目的)

第2条 高津川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にあるものをもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報並びに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等の共有。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有。
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況の確認。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項。

(幹事会の構成)

第5条 協議会には、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会の実施事項)

第6条 幹事会は、次に掲げる事項を実施する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、浜田河川国道事務所河川管理課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年7月13日から施行する。(第1回協議会の日)

平成30年3月28日一部改正

令和 3年5月31日一部改正

別表1

高津川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 構成員

(構成員) 益田市長

島根県 防災部長

島根県 土木部長

気象庁 松江地方气象台長

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長

別表2

高津川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 構成員

(構成員) 益田市 危機管理監

島根県 防災部 防災危機管理課長

島根県 土木部 河川課長

島根県 益田県土整備事務所長

気象庁 松江地方气象台 防災管理官

国土交通省 中国地方整備局 浜田河川国道事務所 副所長